



【コラム】「女性活躍推進法」成立の意義について

三平 和男

今国会において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(女性活躍推進法)が成立しました。尚、同法は10年間の時限立法とされています。

この法律は、女性活躍の推進に向けた法的枠組みを構築するために、事業主における状況把握、行動計画の策定・公表(301人以上の企業は義務、300人以下企業は努力義務)、女性の活躍の現状に関する情報公表などについて定めたものです。

同法の趣旨としては、少子高齢化社会を迎えた我が国が、豊かで活力ある社会を実現していくためには、女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要であるとして、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進するというものです。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

具体的な内容として、以下の事項について実施することを義務付けています(300人以下の事業主は努力義務)。

● 女性の活躍に関する状況把握と課題分析を行うこと
必ず把握する必要がある項目としては、①女性採用比率、②男女別勤続年数、③労働時間の実態、④女性管理職比率の4項目となっています。また、その他に任意項目として、男女別の職種転換制度利用実績や育児休業取得率などが加わる模様です。

● 状況把握と分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・届出・公表をすること
行動計画においては、女性活躍に向けた定量的目標、取組内容、実施時期、計画期間を明記する必要があります。

● 女性の活躍に関する情報の公開
一般への情報公開は、把握した項目を基本として事業主が選択し、年1回程度、定期的に行うこと
国は、届出のあった行動計画において、女性の活躍推進の取組みが「優良」と判断した場合は、これを認定します。

尚、同法の施行日については、公布日とされていますが、事業主行動計画については平成28年4月1日とされています。

企業において女性が生き生きと活躍できる職場は、組織全体に活力を与え、すべての従業員のモチベーションを高める効果をもたらすことになり、企業の健全な成長発展につながります。
事業主は、女性の能力を最大限に引き出し、活用するためには、教育訓練、評価制度、配転・昇進・昇格などの人事制度の整備に取り組む必要があります。また、そのこと以上に重要なのは、長時間労働の是正、職場風土の改革など、働きやすい職場環境を整備していくことです。

《最低賃金が改定されます》

平成27年度の主な地域別最低賃金及び発行年月日は以下のとおりです。その他各都道府県につきましては、厚生労働省のHPを確認してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	764	(748)	平成27年10月8日
茨城	747	(729)	平成27年10月4日
栃木	751	(733)	平成27年10月1日
群馬	737	(721)	平成27年10月8日
埼玉	820	(802)	平成27年10月1日
千葉	817	(798)	平成27年10月1日
東京	907	(888)	平成27年10月1日
神奈川	905	(887)	平成27年10月18日

《改正労働者派遣法が施行されました》

平成27年9月11日に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正労働者派遣法」という。)が成立し、平成27年9月30日から施行されました。

成立から施行までの期間が短いこともあり、厚生労働省では改正労働者派遣法に関する資料を随時掲載していく予定となっております。労働者派遣業務の取扱いについてまとめたマニュアルである労働者派遣事業関係業務取扱要領の改正法対応版(平成27年9月30日以降)が早速厚生労働省ホームページにおいて公開されました。かなりのボリュームとなっておりますが、改正点を中心に確認しておきたいものです。

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/youryou_h24/index.html

《平成28年分 扶養控除申告書のダウンロード開始》

今年も年末調整の時期が近づき、国税庁のホームページで平成28年分の扶養控除等(異動)申告書と平成27年分の保険料控除申告書が公開されました。

平成28年分の申告書にはマイナンバーを記入する欄が増えた他、国外に住む親族を扶養とする場合に、新たに証明書類を提出することが求められるようにもなっていますので、注意が必要です。

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL:03-3504-0071/FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。